

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)「規則147」 [連規準用]

第66条 乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)「規則148、150」 [連規準用]

第67条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

2 旅客は前項第2号により途中駅から乗車した場合、その不乗区間については乗車の請求をすることができない。

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)「規則149」 [連規準用]

第68条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅に(定期乗車券にあつては発行駅)差し出して書替えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。

4 前項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

(有効期間の起算日)「規則151」 [連規準用]

第69条 乗車券類の有効期間は、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)「規則152」 [連規準用]

第70条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12歳に達した場合であっても、第47条(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)「規則153」 [連規準用]

第71条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りではない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)「規則154」

第72条 乗車券類の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券は、1日とする。

イ 往復乗車券は、2日とする。

ウ 連続乗車券は、各券片について片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

(2) 定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

(3) 普通回数乗車券

3箇月とする。

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 特別の割引乗車券

その都度定める。

(途中下車の禁止)「規則156」

第73条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券類(定期乗車券を除く。)によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後は、再び列車に乗継いで旅行することができない。

(回数乗車券の使用方)「規則163」

第74条 回数乗車券は、有効期間内に限り1券片ずつ切り離して使用できる。

2 大人用の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は第66条(乗車券類の使用条件)の規定にかかわらず1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替え)「規則164」 [連規準用]

第75条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合、これを駅に差し出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)「規則165」 [連規準用]

第76条 乗車券(往復乗車券、連続乗車券又は普通回数乗車券については、その使用する券片。)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が第164条第1項第1号(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)、第165条(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)又は第166条(旅客運送を伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)の取扱いを受けたとき。
- (2) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定により、車外又は鉄道地外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)「規則167」 [連規準用]

第77条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 身体障害者手帳等又は旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券を、当該障害者手帳等又は割引証に記載する記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第28条第1項(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格を偽って発行された証明書等で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。

(12) 乗車する列車を指定した場合で、指定以外の列車に乗車したとき。

(13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)「規則168」 [連規準用]

第78条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。

(5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間に乗車したとき。

(6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間に乗車したとき。

(7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第79条（通学定期乗車券の効力）に規定する身分証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間に乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)「規則170」 [連規準用]

第79条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(4) 中学校第3学年以下の生徒及び児童の証明書は、写真を省略することができる。

(5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

(6) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、発行控欄以外の記入事項は発行者において記入するものとする。

2 指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

第3節 急行券の効力

(急行券の効力)「規則172」 [連規準用]

第80条 指定席急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車に限って、券面に表示されている当該区間を乗車することができる。

2 指定席急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別急行列車に、1回に限って使用することができる。

3 団体乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客は、その券面に指定された急行列車に、券面に表示された区間に限って乗車できる。

(指定席特別急行券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)「規則173」 [連規準用]

第81条 指定席特別急行券は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して特別急行券を発売することがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該特別急行列車に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。

(急行券が無効となる場合)「規則174」 [連規準用]

第82条 急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった急行券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項を、ぬり消し又は改変して使用したとき。
- (3) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した急行券を使用したとき。
- (5) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (6) 大人が小児の急行券を使用したとき。
- (7) 指定急行券を指定以外の急行列車に使用したとき。
- (8) その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。

第4節 特別車両券の効力

(特別車両券の効力)「規則175」

第83条 特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車できる。

(特別車両券が無効となる場合)「規則176」 [連規準用]

第84条 第81条(指定席特別急行券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)又は第82条(急行券が無効となる場合)の規定は、特別車両券によって指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。

第5節 座席指定券の効力

(座席指定券の効力)「規則182の4」 [連規準用]

第85条 座席指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車若しくは座席に限って乗車することができる。